

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎告示（住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理事務の委任）の廃止（市町村振興課）	4

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第306条の表高知県個人情報保護制度委員会の項中「第2条」を「第4条」に、「第30条の9第2項」を「第30条の40第2項」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第64号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の1の(9)の表10の項を次のように改める。

10 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 住民の住所の認定について関係市町村長の意見が異なり、協議がととのわないうときの決定（法第33条第2項）				○															
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。					○														

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の23第3項又は第34条の2第2項」を「第30条の39第2項」に改め、「それぞれ」及び「又は別記第2号様式」を削る。

第3条第1項中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第4項中「第30条の37第2項本文」を「第30条の32第2項本文」に改める。

第4条の見出し中「通知」を「通知方法」に改め、同条中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第5条の見出し中「申出」を「申出手続等」に改め、同条第1項中「第30条の40」を「第30条の35」に、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第3項中「第30条の40」を「第30条の35」に、「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	身分証明書	第 号
	所属 職名 氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
	上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
	年 月 日発行	
	高知県知事	印

↑ 5.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

住民基本台帳法（抜粋）
（報告及び検査）

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第30条の39第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略

別記第5号様式を削る。
別記第6号様式中「第30条の40」を「第30条の35」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

告 示

高知県告示第572号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、平成12年1月高知県告示第38号（住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理事務の委任）は、平成27年10月4日限り廃止する。

平成27年10月2日

高知県知事 尾崎 正直